

野生イノシシ等被害防止対策事業費補助金

野生イノシシ等（鳥類を除く）による農作物被害を防止するための防護柵設置にかかる費用を一部補助します。

申し込み受付期間

- 令和7年4月1日から令和8年2月末
- ※2月末日までに事業完了できるもの
- ※予算がなくなり次第終了

対象

◆ 対象者

西尾市在住の農業者

◆ 農地

申請者の所有する農地

※防護柵を設置する場所が西尾市内

※防護柵を設置することで野生イノシシ等の侵入が防止される区域（受益区域）が西尾市内

◆ 防護柵

- 電気柵
- ワイヤーマッシュ柵
- 金網柵
- トタン柵
- ネット柵
- 上記の柵に付随する資機材

※耐用年数が5年以上であること

※すでに防護柵を購入・設置している場合は対象外

補助金額

防護柵購入金額の3分の1以内（限度額50,000円）

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て

注意事項

- ◇ 交付申請後、交付決定の通知が届くまでは資材の購入をしないでください。
- ◇ 鳥類による被害は対象外です
- ◇ 補助金申請は年度1世帯あたり1件までです。
- ◇ 現地調査を実施する場合があります。
- ◇ 現地調査の結果、補助金の取り消し、または減額をする場合があります。

詳しくは農水振興課へお問い合わせください。

補助金申請から交付までの流れ

1. 申請書の提出

◆ 紙での申請

交付申請書（様式第1号）と添付書類を農水振興課へ提出してください。申請書様式は同課に用意しています。市ホームページからダウンロードも可能です。

添付書類

- ・防護柵設置予定地の位置図及び概略図
- ・購入する防護柵の見積書の写し
- ・防護柵設置予定地の写真

◆ 電子申請

右のQRコードから電子申請が可能です。

電子申請システム
令和7年度野生イノシシ等被害
防止対策事業費補助金交付申請



2. 交付についての通知

- ◆ 交付決定または不決定について通知があります。申請書提出後、通知がお手元に届くまでに2週間程度かかります。
- ◆ 交付決定が届いた後に柵を購入してください。

3. 柵設置後、実績報告及び請求書の提出

- ◆ 防護柵の設置後、実績報告書（様式第7号）と添付書類を農水振興課へ提出してください。

添付書類

- ・購入した防護柵の領収書の写し
- ・防護柵購入金額の内訳がわかる納品書、明細書等
※領収書に明細が記載されている場合は不要
- ・防護柵設置場所の位置図及び概略図
- ・購入した防護柵の写真
- ・防護柵設置後の設置場所の写真

- ◆ 補助金交付請求書（様式第9号）と添付書類を農水振興課へ提出してください。

添付書類：受取口座を確認できる通帳等のコピー

- ◆ 補助金額の確定通知書が送付されます。
- ◆ 補助金が振り込まれます。振込までに1か月程度かかります。

※申請後、設置柵や金額等に変更が生じた場合には農水振興課までご連絡ください。

問合先 西尾市役所産業部農水振興課
電 話 0563-65-2134
F A X 0563-57-1322
メール nousui@city.nishio.lg.jp